豊島区入札監視委員会 平成29年度第3回定例審議会審議報告書(兼)議事概要

開催日時 場 場 所		平成30年3月12日(月)午後6時00分~7時00分 豊島区役所8階 803会議室			
出席委員(3名中3名出席)		外山 公美 委員長 亀山 勝敏 委員(委員長職務代理) 渡部 夕雨子 委員			
審議対象期間		なし			
抽出案件		なし		備考	
契約方式	一 般 競 争 入 札	なし			
	指名競争入 札	なし			
	随意契約	なし			
審議案件		入札監視委員会の運営についてその他			
委員からの意見 それに対する回 答		意見		答	
		下表のとおり	下表のとおり		
委員会による報告又は意見具申		委員会の運営に関する個別の検討項目について、下表のとおりの意見があった			

⁽注)報告書又は意見具申については、別途添付することができる。

委員からの意見・質問、それに対する回答等(概ね	●は質問、▶は意見、○は回答を表す)
意見・質問	回 答
〈資料1、「入札監視委員会の運営について」> ●基本的なことを確認する。委員会を設置することは条例で決まっているのか。	〇豊島区附属機関の設置に関する条例で本委員 会の設置が位置づけられている。要綱では設置を 規定しない。
検討項目①定例審議案件選定過程及び当番委員制度の扱いについて ●そのときの特徴的な案件があれば委員会の審議対象にしたい。	〇小中学校の改築工事などの大型案件は2年に1件程度はあるだろう。これまでは、大型案件は審議してきた。変更案では、一般競争入札、指名競争入札、随意契約から1件以上ずつ審議対象にする。バリエーションは作れると思う。
●外部から見ると、当番委員制度は中立性、公平性の観点からすると疑問が生じやすい。透明性を高めるのであれば、当番委員は廃止したほうがよい。ただし実状的にはどうか。資料作成等の事務局の負担は大きいのでは。少し弾力的に運用できるほうがいいのでは。やってみないとわからないが。	
▶当番委員が1人で選定するのは、この部分だけ独任制となっており、透明性から問題あり。▶運用において、委員2人以上で審議対象を選定することを当面の申合せとする。当番委員制度は廃止する。	○外部からの視点は重要だ。要綱改正案第9条は 見直す。
検討項目②所掌事務の拡充(その1)について ●現行とどう違うのか。 ●作成例を見ても、変更前の契約内容からみて審議対象を判断するようになると思う。一覧表では契約変更の実態がわからない。 ●金額の変更が無く、内容変更で済ませることがある。追加工事にすることもある。減額変更を避け、工事を付加して対応することもある。急激な物価上昇に対応するため、国の労務単価改定に合わせた契約変更もある。 ●改修工事で、実際に施工していくと、設計書と現場状況が異なることがある。現場代理人と監督員の工夫で、当初の契約のままとすることも、当	○契約変更案件も審議対象に追加している。○定例審議の対象に選定されれば、詳細な資料を 準備する。最初は一覧表形式になる。

初の契約では追いつかないこともある。そうした

●資料は、変更内容は住民目線で分かりやすく書 いてほしい。作成例の資料では契約変更せざるを

案件を審議したいのだが。

得ない理由は理解しがたい。

- ●一覧表からは表面的な内容しかわからない。契 約変更も審議対象とはすべきである。
- ●審議対象とすることだけでも、不適切なことを 抑止する効果が期待できる。
- ▶契約変更案件も審議対象とする。資料について | ○わかりやすい資料作成を検討する。 は作成方法を検討してもらいたい。

検討項目③所掌事務の拡充(その2)について

- ●いろいろと議論しているし、やることはやって いるものの、警察ではないので、談合情報の報告 を受けてそれでどうするか。委員会が必ず意見を 述べることにはならないだろう。
- ●入札監視委員会が談合情報を審議しているこ とで、受注業者に対する効果もあるだろう。
- ●事例としては少ないだろう。
- ●談合情報があれば、公正取引委員会に情報がい <。
- ▶記述については「…意見を述べることができ | ○そのように整理する。 る」又は「…必要に応じて意見を述べること」な どと修正する。

検討項目④所掌事務の拡充(その3)について

▶区の入札契約制度の改正についても、談合情報 と同様に、記述については「…意見を述べること ができる」又は「…必要に応じて意見を述べるこ と」などと修正する。

検討項目⑤定例審議の開催回数について

▶本委員会は年3回以上の開催とする。

○「概ね」という曖昧な表現を改めたい。回数を 明記し、年3回以上としたい。

検討項目⑥定例審議案件の選定方法について

- ●「無作為」がなぜこの項に入ったのか。恣意性 | ○委員による恣意的な抽出がないことを表現す を排除したいことだとしても伝わらない。
- ▶検討項目①に合わせて改正してほしい。

るためではないかと思う。

検討項目⑦要綱・要領の扱いについて

- ●統合しても手続き上問題ないか
- ▶設置目的がはっきりしていればこれでよい。現 在検討していることを進めていい。

○問題ない。

検討項目⑧議事概要の公表について

●現在はどのようにしているのか。

○実際には、ホームページ上公表している。

▶提案通りとする。

検討項目⑨議事概要の様式について

▶提案の趣旨はどういうことか。

▶提案通りとする。

〇現状、新第6号様式とした「報告書」に従って 議事概要も整理している。この報告書を活用すれ ば、議事概要の様式をあえて規定しなくても問題 ない。

検討項目⑩その他について

- ▶委員定数増とする件は、予算等も関連する。今 後の課題とし、引き続き検討する。
- ●もしスタートまで時間がたりないようであれ | ○新要綱については、新年度スタートを考えてい。 ば、メール審議ということもできるのでそれでお 願いしたい。

る。

〈資料4、「その他」 平成30年度年間契約の入札 結果について>

- ●落札金額をみると無謀。両方を比較すると何が 正しいのか。マンパワーと産廃費用がコストの太 宗を占める。
- ●きちんと履行できるのか、どこかにしわ寄せが いくのではないか。
- ●履行状況の報告はどうか。
- ●平成30年度において、手抜きが無かったのか 執行状況を見守ってほしい。ブラック企業のよう にならないように。

○平成29年度までは区内・準区内から指名して きた。談合情報が入ったことで区内・準区内に加 えて区外5者を入れた。このことにより競争原理 が働いたのではないかと思える。

○平成29年度までは全く問題ない。

Oそのようにしていきたい。

事務局(担当課)	総務部契約課
委員以外の 関係者	なし
出席者 事務局	総務部長、総務部契約課長、契約課契約担当係長2名、
会議の	公開・非公開・一部非公開 傍聴人数 〇人
公 開 の 可 否	
非公開・一部公開	豊島区入札監視委員会設置要綱第5条第4項の規定により、原則とし
の場合は、その理由	て非公開。公開することにより入札・契約の公平性が損なわれ、又は事
	業者の正当な事業活動を損なうおそれがあるため。
議事概要の	公開 非公開 • 一部非公開
公開の可否	ただし、公開することにより入札・契約の公平性が損なわれ、又は事
	業者の正当な事業活動を損なうおそれがある場合等は非公開。
議 事 次 第	1 開会
	2 議事
	(1) 入札監視委員会の運営について
	(2) その他
	3 閉会
3.E LL C 177C 2411 5	告書(兼)議事概要
	資料1 入札監視委員会の運営について
	資料 2 新様式第 1 号~第 7 号
	資料3 〈作成例〉年度別変更契約一覧表【工事】・【物品】
	資料 4 平成 30 年度年間契約の入札結果について
7 0 114	
そ の 他	次回の開催日時は、5・6月頃を目途に日程調整し、後日決定する。